

《連携中枢都市圏構想の概要》

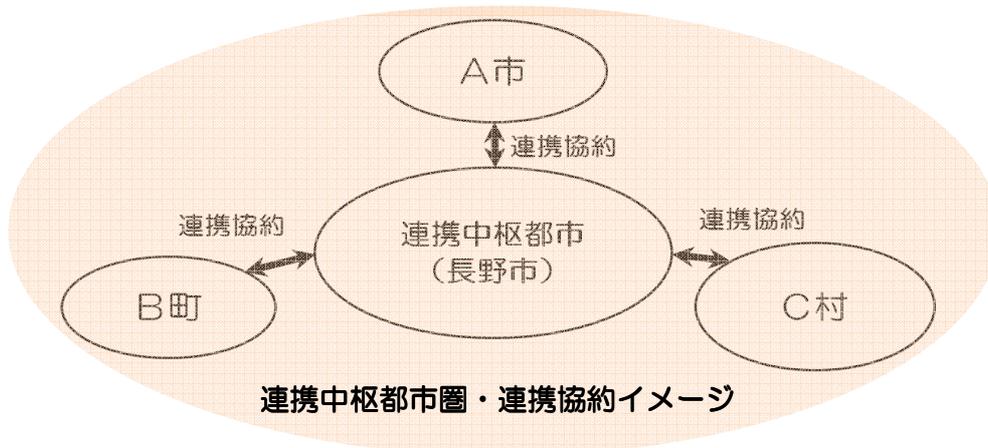
相当の規模と中核性を備えた中心都市が、近隣の市町村と連携し、以下①～③に取り組むことで、人口減少社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的としています。

- ① **経済成長**による圏域の経済活性化
- ② **高度な都市機能の集積・強化**による圏域の魅力向上
- ③ 住民に対する**サービスの向上**による安心で快適な暮らしの実現

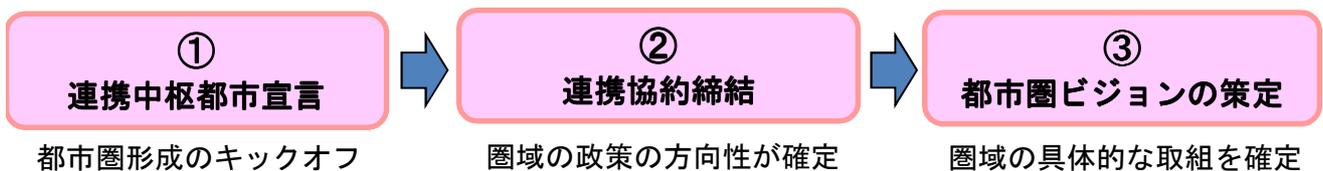
連携に当たっては、「強みを活かし弱みを補う」ことにより、それぞれの市町村が「Win-Winの関係」を結ぶことが重要です。

《連携協約》

平成26年5月に成立した改正地方自治法に盛り込まれた、新たな広域連携のための制度で、中心都市（「連携中枢都市」）と近隣の市町村が、連携して取り組む事業を1対1で柔軟に取り決め、それぞれの議会の議決を経て連携協約を締結します。中心都市（「連携中枢都市」）が複数の市町村と「連携協約」を締結することにより形成される圏域を「連携中枢都市圏」といいます。



《連携中枢都市圏形成のための手続き》



長野地域の3市4町2村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）では、長野地域における連携中枢都市圏構想を推進するため、平成27年7月に各市町村長を構成員とする「長野地域連携推進協議会」を設立しました。同協議会では、今年度中に長野市とそれぞれの市町村が連携協約を締結することを目指して協議を進めています。

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の役割

連携中枢都市圏ビジョン懇談会

【構成員】 産・学・金・官 など

【役割】 連携中枢都市圏ビジョン等に関する意見具申 など



連携中枢都市

連携中枢都市圏ビジョン

【連携中枢都市圏ビジョン】
 ~略~その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言連携中枢都市が開催する協議・懇談の場（以下「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各連携市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。
 （連携中枢都市圏構想推進要綱より抜粋）



長野地域連携推進協議会

【構成員】 長野地域市町村長

幹事会

【構成員】：企画政策担当課長

進捗状況と今後のスケジュール(予定)について

年	月/日	内容
H27年	2/26	第1回長野地域9市町村担当者会議
	4/27	第2回長野地域9市町村担当者会議
	5/25	第3回長野地域9市町村担当者会議
	7/6	第1回長野地域連携推進協議会
	8/25	第1回長野地域連携推進協議会幹事会 連携中枢都市圏構想に係る研修会（担当職員対象）
	10/27	第2回長野地域連携推進協議会幹事会
	10/29	連携中枢都市圏構想に係る研修会（各市町村議会議員対象）
	11/19	連携中枢都市圏ビジョン懇談会
	11月下旬	第3回長野地域連携推進協議会幹事会
H28年	1月中旬	第4回長野地域連携推進協議会幹事会
	2月中旬	第2回長野地域連携推進協議会 連携中枢都市宣言 連携協約締結（各市町村における議会の議決後に締結）
	3月頃	連携中枢都市圏ビジョン策定、公表